

急げ 少子化対策

出生率は回復できる 生活実感で見るフランスの育児政策

〈上〉

フランスは子育てへの支援に重点を置くことで出生率を回復させた(PANA)

一度、落ち込んだ出生率は回復しない、というあきらめが日本を覆っている。しかし、出生率は回復可能だ。フランスの成功例を具体的に検証しながら、真に有効な政策とは何かを考えたい。

藤井 威 / みずほコーポレート銀行顧問



はじめに

高度の経済発展段階に達し、現代的な生活形態や就業構造の変化を経験した先進国では、日本を含む多くの国で少子化の悩みをかかえている。実際、日本の出生率は、二〇〇五年の実績で一・二六という危機的状況に落ち込んでいる。わが国の知識人の一部には、このような少子化現象は時の流れに伴う構造的なものであり、政策によって

動かさないと考え、低い出生率と結果としての人口減を絶対の前提として、経済政策や社会政策を考えるべきだと論ずる者もいる。しかし、このあきらめにも似た議論はじつは正しくない。長期にわたる適切な育児政策のねばり強い遂行によって、少子化の趨勢を食い止め、出生率の反転上昇の実現に現に成功した複数の先進国の存在を無視しているからである。計量経済学の用語を用いて言えば、出生率は所与の独

立変数ではなく、政策によって動かされる従属変数なのである。

まずスウェーデンの例を見てみよう。この国は一九八〇年代初頭に高度に発達した福祉国家というウイジョンを完成させ、そのひとつの重要な要素として男女の平等、機会均等政策を追求し育児環境の改善に成功した。

この国の出生率も所得水準の上昇に際して、一九八〇年代前半には一・六まで低下していたが、育児環境の改善

効果が一九八〇年代半ばごろに、しだいに顕著となり、折からのバブル好況もあって一九九〇年代初頭には、いわゆる人口置換水準(長期的に見て人口減少が生じない出生率の水準)二台を回復した。しかし、その後バブル崩壊に伴う深刻な経済不振があって出生率の低下が生じ、二〇〇〇年には、一・五となり、せっかくの上昇も「元のもくあみ」になったように見えた。

スウェーデンは一九九九年の時点で年金制度の抜本的改革に踏み切り、確定給付型から確定拠出型に変えて高齢化の進展による将来世代の負担の累増を回避する措置を採っているが、政府は新年金制度の下でも、現役時の所得の六〇〇程度は確保できる可能性が強いと説明した。この説明の前提は、将

来の出生率は一・八程度で推移するという点にあり、政府も国民も福祉国家における育児環境の改善効果と経済不振の脱却による出生率の再上昇に自信を持っていたのである。実際、出生率は二〇〇一年以降毎年上昇し、二〇〇四年には一・七五に到達、この時点で当局は二〇一〇年には一・八六になるという予測を公表し、長期の成長見通しに狂いは生じていないと声明した。さらに、二〇〇五年には一・七七に上昇している。スウェーデンの経験は、出生率という指標が、経済情勢や育児政策の内容によって大きく変動する従属変数であることを示すとともに、変動のタイミングが、その他の変数の変化に遅れてあらわれる遅行指標であることを示している。

出生率は回復できる



ふじいたけし 一九四〇年東京都生まれ。東京大学法学部卒業。大蔵省主計局次長、経済企画庁官房長、大蔵省理財局長、内閣内政審議室長、駐スウェーデン大使兼ラトビア大使、地域振興整備公団総裁を経て、二〇〇四年七月より現職。著書に『スウェーデン・スペシャル』など。

フランスでも、一九八〇年代初頭に出生率が人口置換水準二・〇を割り込んだ。このことに強い危機感を抱いた政府は、所得税制度を子供の多い家族に有利に働く制度に変更し、育児環境改善のために、幼稚園の無料化に踏み切るなどの思い切った措置を矢継ぎ早やにくり出した。出生率はそれでも下がり続け、一九九〇年初頭には一・八を割り込み、一九九二、九四年には一・六五にまで低下した。しかし、これが底となって以降、政策効果がだいに顕著となって出生率は毎年上昇し、二〇〇五年の見込みでは、一・九四となり、ベビーブームの様相すら呈する状況となった。この時点で政府は人口置換水準(二・〇七)への復帰は確実と声明している。実際、二〇〇六年の見込みでは、二・〇〇五と二台を回復した。フランスの経験もまた出生率という指標が、遅行従属変数であることを明らかに示したのである。

突然、私事で恐縮であるが、じつは

出生率は回復できる

表 1 フランス所得税の税率表
(2006年1月現在)

| 所得 (ユーロ) | 税率 (%) |
|---------------|--------|
| ~4,412 | 0 |
| 4,412~8,677 | 6.83 |
| 8,677~15,274 | 19.14 |
| 15,274~24,731 | 28.26 |
| 24,731~40,241 | 37.38 |
| 40,241~49,624 | 42.62 |
| 49,624~ | 48.09 |

表 2 家族除数

| 子の数 | 独身者および 離婚者 | 夫婦者および 寡婦 (夫) |
|-----|---------------|------------------|
| 0人 | 1.0 | 2.0 |
| 1人 | 1.5 | 2.5 |
| 2人 | 2.0 | 3.0 |

注) 以下、扶養家族1人増すごとに1を加算、第三子以降の除数を第二子までと差をつける方法は1981年に導入

表 3 誓子一家の所得税計算書 (概略) (単位 ユーロ)

| | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|--------------|--------|--------|--------|
| グロスの所得 | 42,000 | 42,000 | 43,000 |
| 経費控除後課税所得 | 25,500 | 25,500 | 30,600 |
| 家族除数 | 2.5 | 3.0 | 3.0 |
| 家族除数で割算をした所得 | 10,200 | 8,500 | 10,200 |
| 税率適用税額 | 600 | 280 | 600 |
| 家族除数を乗じた計算税額 | 1,500 | 840 | 1,800 |

表 4 2005年の計算書 子供の数による差 (単位 ユーロ)

| | 子供なし | 子供1人 | 子供2人 | 子供3人 |
|--------------------------------|--------|---------|---------|---------|
| 経費控除後課税所得 | 30,600 | 30,600 | 30,600 | 30,600 |
| 家族除数 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 |
| 計算税額 | 3,200 | 2,500 | 1,800 | 900 |
| 子供なしの場合との比較 円換算 (1ユーロ=150円) | - | △700 | △1,400 | △2,300 |
| | | △10.5万円 | △21.0万円 | △34.5万円 |

表 5 教育費税額控除
(単位 ユーロ)

| | |
|------|-----|
| 中学校 | 61 |
| 高等学校 | 153 |
| 大学等 | 183 |

表 6 誓子一家の所得税納付額 (単位 ユーロ)

| | 2004年 | 2005年 |
|-------------------------|--------|--------|
| 経費控除後課税所得 | 25,500 | 30,600 |
| 家族除数 | 3.0 | 3.0 |
| 計算税額 | 840 | 1,800 |
| 税額控除 | | |
| 家庭保育士支払控除 | △800 | △1,100 |
| 寄付金控除等 | △40 | △100 |
| 能力向上奨励金 | △250 | |
| 誓子の就職祝い金 | | △450 |
| 家屋修理 (12,400ユーロの1/4) | | △3,100 |
| 控除計 | △1,090 | △4,750 |
| 差引 世帯負担 | △250 | △2,950 |

1. 育児政策としてのフランス所得税制

私は一人娘、誓子(せいこ)をフランス人グザビエ・ルサージュに嫁がせており、二人は駿(四歳)と悠太(二歳)という二人の息子をもうけ、パリ南部のベッドタウン、アントニー市に住んでいる。私と妻・明子は祖父母としてしばしば娘一家を訪問し、フランス語・日本語のバイリンガルとして育ちつつある二人の「財布付きベビーシッター」の役割を果たしてきたが、それはまた私たちがフランスの育児政策の実際を身をもって見聞きする機会ともなった。この経験をベースとして、フランスの育児政策が、出生率の上昇という顕著な効果と結び付いていったメカニズムの一端に迫ってみたいと思う。

所得税N分N乗方式

フランス所得税の課税単位は「家族」であり、各個人を課税単位とする

スウェーデンや日本と対照的である。さらに、フランスでは、N分N乗方式とよばれる独特の課税方式を採用している。つまり、家族の構成員(夫婦および子供たち)の所得を合算した額を一定の「家族除数(N)」で割り、その額に税率表を適用して税額を計算し、それを再び「家族除数(N)」倍して納税額とする。税率表は当然、累進税率制を採用しており(表1)、Nが大きいほど税率適用所得が小さくなるので、結果として納税額が少なくなるのである。「家族除数(N)」の算定にあたっては、夫婦はそれぞれ一とし、第一子と第二子は〇・五とする。第三子以降は、一九八一年の改正以降、まるまる一としている(表2)。子一人の場合のNは三、三人の場合は四、ということになる。

この税制が、子供の数に対し実際にどのような効果をもつことになるのか、娘一家の例で具体的に示してみよう。娘婿のグザビエは、三十代前半であ

り、グランゼコールとよばれるエリート大学院のひとつ、エコール・ノルマル・シューペリウールの経営学の博士課程にあって、教授資格を得るための論文執筆に明けくれる毎日を送りながら、二人の子育てを娘と分担していた。まだ勉学中の身分なので大学や実業学校の講師などの収入が、二〇〇三〜〇五年を通じて、一年間二万二〇〇〇ユーロほどあるだけであった。誓子は二〇〇三〜〇四年を通じて失業中で、三〇カ月という長期の失業手当の下でパリ大学の経営学修士課程に在学しており、〇四年六月に次男の悠太を出産した。この年の年収は二万ユーロほどだったが、失業手当一万二〇〇〇ユーロと悠太の出産関係の手当がそのほとんどを占めており、他には通訳などの収入が若干あるだけであった。〇五年には、失業手当は切れたが、修士の学位を得て、フランスで調査や事業に携わる日本人に対するコンサルタントや、専門的知識を要するハイレベルの通訳

などの仕事を本格化させ、年間二万円〇〇〇ユーロほどの収入を得た。以上により、二〇〇三―〇五年の三年間の誓子一家の所得税計算書は、表3のようになつた。

ここにあるように、二〇〇三年と二〇〇四年とは課税所得額に差はないが、〇四年に悠太が生まれて家族除数が〇・五増えた結果、計算税額はほぼ半減したのである。〇五年には誓子の収入のうち非課税所得が減少し、課税所得の増があつたため、税額は倍増したが、仮定の計算として、この所得で子供の数が税額にどのように影響するかを表4に示した。

日本の税制でも子供には扶養控除があり、子供が増えれば税額は減少する。誓子一家にほぼ匹敵する年収七〇〇万円の家を例にとると、子供なしと比べて一人の場合五万円、二人の場合一三万円、三人の場合一八万円程度負担が減少する。フランスのN分N乗方式が、子供をもつ世帯にいかにも有利に働

くように設計されているか、一目瞭然である。

育児に関する税制優遇

フランスでは、子供をもつ世帯に有利な、その他の税制上の措置として、種々の税額控除制度がある。六歳未満の子供を自宅外の託児所や保育園などの保護に託した場合の世帯負担額については、子供一人当たり一三〇〇ユーロを限度として、二分の一の税額控除が認められる。控除額が計算税額を超える場合には、その分が世帯に交付される。一種のマイナスの所得税である。自宅内で家事、育児、介護などを行う者を雇用した場合には、世帯当たり一万二〇〇〇ユーロ（年間一万五〇〇〇ユーロを限度として）子供一人につき一五〇〇ユーロ増額を限度として二分の一の税額控除が認められる。この場合、控除額が計算税額を超えても、その分の交付は行われない。

扶養する子供が中等・高等教育を受

合格し教授資格が得られるだろうと。

とすると相当の期待をこめて、この世帯の課税所得が四万ユーロになるとしよう。この場合の計算税額は三五〇〇ユーロ、税額控除を見込んで、二〇〇〇ユーロを超える負担が予想される（二〇〇七年一月より税率表の改正があるが、この点は考慮せずに積算した）。

ところでこの夫婦、二人の息子をかくえて大変だ、大変だと言つてはいるが、結構、子育てを楽しんでいるようである。もう一人、できれば女の子が欲しい、そんなことを考えているかもしれない。全く仮定の話だが、三人目の子供ができたらどうなるか。三人目は、家族除数の計算上、一が認められるので除数は三から四に増え、計算税額は二二〇〇ユーロに減少する。税額控除も当然増えるので、結局、納付額は、せいぜい数百ユーロの水準となる。

もちろん、所得税額を減らす目的で子供を作るなどということはありえないが、もう一人子供が欲しいという場

合、税制がそんな気持ちをサポートすることは、十分に考えられるのである。

わが国でもフランスのN分N乗方式が出生率の向上に対してもつ効果に注目する議論があつた。しかし、この方式での税負担減少効果は、誓子一家のようにグロスの年収が四万ユーロ近くにならないと、はっきりあらわれないし、それより所得水準の高い世帯ほど負担減少効果が大きく、結局、金持ち優遇税制ではないかという批判があり、立ち消えになつたという。この議論は正しいだろうか。

たしかに子供が一人増えることによる負担軽減効果は、三十代の世帯、中流から豊かな層に移行しつつある働き盛りの層にとって、特に受益感が大きい。誓子一家の例もそのことをよく示している。しかし、人口政策の見果てぬ夢、出生率を人口置換水準二・〇七まで引き上げるためには、子のない女性や一人しか産まない女性が多数存在する中では、三人、四人の子を持つ多

けている場合には、表5に示すような税額控除が認められる。

これらの税制措置は、わが国の税制で多用される所得控除方式と比べ、世帯にとって受益感が著しく直接的である。誓子一家は、二〇〇四、〇五兩年に、先に述べた所得税計算額から、この税額控除を適用してどれだけの負担となつたかを表6に示した。両年度とも、フランス政府から、かなりの額の交付を受けている。とくに、〇五年は家屋修理支出の四分の一税額控除という特殊要因もあり、三〇〇〇ユーロ近い交付があつたが、誓子は「本当に助かったわ」とじつにうれしそうであつた。彼女はストリートに受益感を表現したのである。

二〇〇六年の誓子一家の課税所得額は、誓子の仕事が軌道に乗つてきて若干増えるとしても、それほど大きい数字にはならないと思われる。二〇〇七年はどうだろうか。グザビエは目を輝かして断言する。数カ月中には論文が

子家庭がごく一般的に多数存在することが絶対必要であり、働き盛りの中堅層の受益感が大きいことは、望ましいと考えるべきではなからうか。

さらに、N分N乗方式のもつ裏の事情も理解する必要がある。事情があつて独身を通じた人や、子供ができなかつたり、できても一人に止まつた人の税負担は相対的に重くなる。また、さらに重要な点は、二十代から三十代にかけて複数の子供をもうけ、立派に育て上げ、四十代後半から五十代にかけて子供たちを無事独立させた人の税負担の増加である。その年齢では、まさに経験を積んだ働き盛りであり、相当額の年収も得て豊かな生活を楽しんでいるケースも多いであろう。その場合、子供が次々と独立していくのに伴い、税負担は急激に上昇するのである。若くて子供を作る過程にはあるけれども、年収はそれほどではない世帯の子育てコストを、子育てが終わつても豊かな年収を持つ世帯が分担しているのではあ

出生率は回復できる

表7 家族手当支給月額 (単位 ユーロ)

| 家族の形態 | 支給月額 |
|---------------|--------------|
| 扶養子女1人 | - |
| 扶養子女2人 | 115.64 |
| 扶養子女3人 | 263.80 |
| 扶養子女4人 | 411.96 |
| 11~16歳の子がいる場合 | (加算) 32.52 ※ |
| 16~20歳の子がいる場合 | (加算) 57.82 ※ |

※児童手当対象の扶養子女が1人もしくは2人の場合、第一子については加算されない

表8 家族手当等の財源

| 家族給付の財源 | 額 (単位ユーロ) | 構成比 (%) |
|-------------|-----------|---------|
| 事業主保険料 | 272.7億 | 59.5 |
| 一般社会税 (CSG) | 94.8億 | 20.7 |
| その他の税 | 5.5億 | 1.2 |
| 国庫負担 | 52.3億 | 11.4 |
| 国による企業分補填 | 33.1億 | 7.2 |
| 計 | 458.4億 | |

表9 就業自由選択補足手当 (単位 ユーロ)

| | 2004年 |
|----------------------|--------|
| 全面的職業活動停止 | 501.59 |
| 部分的活動停止 (勤務時間50%) | 381.42 |
| (勤務時間50~80%) | 288.43 |

※乳幼児基礎手当を受給していない場合の例

り、これは「育児の社会化」という福祉国家に共通する基本的考え方の一つの重要な側面にほかならない。誓子一家は、現在のところは、まさにこの考え方の受益者なのである。

2. 公的給付による育児支援

家族手当

フランスでは、手厚い家族手当が制度化されており、十六歳未満の子供を二人以上有する世帯は、所得や資産のいかんにかかわらず、表7に示す家族手当が支給される。わが国の児童手当制度が、小学校入学前の子供を対象とし、所得制限付きで、月五〇〇〇円を基本としていることと比較すれば、フランスの制度の手厚さが理解できるだろう。さらに、フランスの制度で注目すべきは、支給が第二子からであること、および、第三子以降になると急激に支給額が増加すること、この二点である。この家族手当のほかに、出産手

当(八〇八・三一ユーロ)、三歳未満の子供に対する乳幼児基礎手当(一六一・六六ユーロ)、第三子から支給される家族補足手当(二五七・六一ユーロ)など、子供の成長に合わせたさまざまな手当が制度化されている。ただし、これらの手当には所得制限があり、誓子一家は、悠太出産時に出産手当を受給したほかは、その他の諸手当は得ていない。

家族手当など各種の手当は、すべて家族手当金庫(CAF)を通じて支給される。その財源は、表8に示すとおり、六〇%が事業主保険料であって、保険料率は、支払給与の五・四%と相当の高率である。財務総合政策研究所の分析によると、CAFの収入は、給与総額の伸び(実質成長率および物価上昇率)によって決まるが、家族手当などの支給額は、支給対象の子供の数が比較的、安定的に推移するので、物価上昇率の伸び程度となる。結果として、構造的に収支が黒字になる傾向が

あり、そのため、既存の政策を削らずに新しい給付を創設することができたと指摘している。

職業と家庭の両立支援

家族手当制度が、子供を育てるうえでの直接コストの一部を補填する趣旨のものであるのに対し、職業と家庭の両立を支援する制度は、本来は女性の社会進出、機会均等などを目的とするものであるが、同時に、子供を持つ世帯の就業継続が困難となることにより生ずる間接コストを軽減またはゼロとする効果を有するのであって、育児休業制度と保育制度の二本の柱からなる。

① 育児休業制度

フランスでは、「就業自由選択補足手当」という制度によって、職業活動を停止することによる所得の喪失を補償する(表9)。支給要件は過去二年間以上、職業活動をしてきたことなどである。支給期間は子供が一人の場合、出産後六カ月間、二人以上の場合、未

子が三歳未満である間とされている。すなわち、最長三年間の育児休暇が認められる可能性があることとなる。

フランスの給付額は、例えば、スウェーデンでは、最長三九〇日間、従前所得の八〇%が補償される(大企業などでは、これに一〇%分以上加算し、結果的に九〇~一〇〇%の補償となる例が多いと言われる)ことと比べると、決

して多いとは言えない。その背景として、この国では、子供を持つ女性が、できるだけ早く職場に復帰できる施策を重視し、次に述べる保育システムの充実を最優先課題としていることが指摘できる。育児休暇補償を「就業自由選択補足手当」という他国に例を見ない名称としている理由もここにある。

この制度の改革に乗り出し、第三子からの就業自由選択補足手当の支給が、最大三年間認められることと関連して、世帯の判断で一年間に限定する選択を認め、その場合の補償額を、七五〇ユーロに増額する措置を講じた。夫婦ともに働く世帯は安定した収入の下で多産となる傾向があることをふまえ、女性が仕事を続けやすい環境を整えれば三入目の出産も促せるとしたのである。人口政策の見果てぬ夢である人口置換水準出生率二・〇七へ向けてのフランス政府の執念である。

② 保育制度

子供を持つ女性が就業を続ける環境を整え、夫婦で安定した所得を得て望むだけの子供を持つ、そんな社会を作り出すための中心施策は保育システムの充実である。この国の保育サービスの提供は、公認託児所(crèche)とよばれる(と公認家庭保育士という二種類の)制度によって行われる。

まず公認託児所については、家族手

当金庫(CAF)が市町村の提案にもとづいて施設建設費の相当部分をファイナンスし、CAFに充分な財源がない場合には、契約による市町村の補助金などが決められる。その運営に当たっては、子供一人当たり月に約一〇〇ユーロの保育コストがかかると言われるが、家族負担は、親の所得水準によつてかなり異なる複雑な仕組みの下で、平均して月二〇〇ユーロ程度だと言われている。

公認家庭保育士の制度はフランス独特のもので、もともとは、公認託児所の増設が必要に追いつかず、施設不足が著しくなったときにそれをカバーするために導入されたものである。この制度は市町村によつて公認された保育者が、自宅の一部を提供し、数軒の家族との契約に基づいて数人の子供を保育するもので、保育ママとかナニーとかよばれている。保育ママと契約する場合、あるいは各家族が自分の家で保育者を雇う場合(いわゆるベビシッ

ター)には、その家族に当然、相当額の負担が発生するが、保育士の社会保険に關する家族側の納付義務は国によつて免除され、保育士への報酬支払額についてはCAFが一部を補填する制度(保育方法自由選択補足手当とよばれる)がある。CAFの支給額は、保育ママやベビシッターを雇う個人の収入、子供の数、子供の年齢などの要素によつて異なる複雑な制度となっているが、次項で誓子一家の例によつてもう少し詳しく説明する。

誓子一家の生活実感で見る 保育制度

先に述べたように、グザビエも誓子も、二人の子供の育児を分担しながら、勉学に、講義に、論文執筆に、あるいはコンサルタントや通訳業務に若き精力を投入する多忙な日々を過ごしている。当然、前項で説明したこの国の「職業と家庭を両立させる政策」に全面的に依存している。本項ではこの点

を説明する。

①駿と幼稚園

二〇〇二年四月生まれの駿は、二〇〇五年四月に三歳になり、同年九月以降アントニー市立幼稚園に入園している。この国では、託児所や家庭保育士制度などの保育施策は、原則として三歳未満の乳幼児を対象としており、三歳になると幼稚園に入る。そしてこの幼稚園(フランス語でecole maternelle、保育学校と翻訳されることもある)は国民教育省の管轄で市町村が設置し、入園料と通園料は、一九八九年以来、無料となっている。

アントニー市立幼稚園の開園時間は午前九時、閉園は午後四時半、なんと昼間で七時間半も「無料」で、子供の面倒を見てくれる。さらに、開園前一時間半および閉園後二時間半は、若干の延長保育料を支払えば、子供を預かってくれる。結局、仕事を持つ夫婦は午前七時三〇分から午後七時まで、育児と幼児教育の専門家に安心して子供を

預けることができる、そういう制度になつていたのである。そしてこの延長保育料についても、世帯の収入などによる割引制度がある(詳細は次号で説明する)。

出生率は回復できる

この幼稚園は、週四日、すなわち、月、火、木、金の各曜日に開いている。土曜日にも開いているが、利用する世帯は少なく、誓子一家も利用していない。それでは、水、土、日の三日間はどうするのだろうか。誓子一家の場合、夫婦いずれかが責任を持って二人の面倒を見る日とせざるを得ない。グザビエの仕事も誓子の仕事もある意味で自由業であるから、相当程度融通がきくとは言えるが、二人ともどうしても育児の時間がとれない時はどうするのか。短時間なら、自宅周辺の家庭の人々が手を貸してくれる、このようなことがごく当たり前のように行われる。近隣コミュニティが今も生き生きと存在しているのであり、わが国でもかつて存在した向こう三軒両隣の感覚である。

比較的長時間の育児をお願いせざるを得ないような場合、従つて近隣コミュニティにお願ひするのは無理というような場合は、保育士さんに来ていただいて自宅で保育してもらうこともありうる。この場合は、もちろん若干のコストがかかるが、先に説明した子育て関係の助成制度を思い出してほしい。このコストの一部はCAFの補填対象になるし、さらにネット負担額の一部は税額控除制度によつて取り戻すことができる。ついでに言えば誓子一家の場合、近所のおばさんに週一回自宅に来てもらつて家中の掃除と整理整頓を委託しているが、じつはこのおばさんに支払う報酬も税額控除の対象となるのである。

②悠太とナニーさん

次男の悠太は二〇〇四年六月生まれ、現在二歳と数カ月、当然、この国の保育制度のお世話になつている。自宅から徒歩三分の独立家庭に住む家庭保育士サミア・モンドルーさんが悠太のナ

ニーさんである。既に子育てを終えたサミアは、アントニー市公認の家庭保育士の資格をとり、自宅一階を保育所として三世帯と保育契約を結び、三人の幼児を預かっている。悠太はその一人というわけである。グザビエによると、三人の子供を預かるというのは、家庭保育士の通例だが、ゼロ歳児を預かる場合は、手数がかかるので、一人は午前中だけというように、二・五人とするとということもよくあるという。なお、サミアは、駿が三歳になつて幼稚園に入園するまで、誓子一家の幼児二人のナニーさんであった。

もちろんアントニー市には公設の託児所がある。いわゆる集団託児所(criche collective)であるが、グザビエによると、保母さんたちに子供一人を親身になつて面倒を見るといふ熱意が乏しく、保育料は安いけれども必ずしも評判は良くないという。

家庭保育士による保育内容、条件、報酬などは、すべて家庭保育士と親と

の間の交渉で決められ、契約書が交わされる。サミアとグザビエの間でとり交わされた悠太保育のある月の契約書の内容は、次のようなものであった。

a. 月間保育日数は一八日とする。

—— 実際は、月、火、木、金、週四日の実施

b. 一日の保育時間は九時間とする。

—— 実際は九時から五時までで八時間間で実施

c. 時給は四・〇九ユーロとする。

—— これを九時間 一八日で計算すると月六六・二・五八ユーロになる。

d. 月別支払報酬は各種社会保険料合計に相当する額一四九・一二ユーロを控除した五一三・四六ユーロとする。—— サミアの医療や年金などの社会保険料については親に納付義務が発生するが、これは国によって免除されており、結局この分はグザビエ一家に対する補助金と同じ効果がある。

酬で結ばれたのである。

以上の結果、誓子一家は保育総コストのうち、どれだけを負担したことになるのだろうか。グロスの保育コストは月額で六六〇ユーロあまり、経費六五ユーロを加えると、七二五ユーロあまりである。うち社会保険料相当額の国負担一五〇ユーロ、CAFによる補填二八〇ユーロ、計四三〇ユーロを引いて誓子一家の負担は三〇〇ユーロ足らず（経費を別とすれば三三〇ユーロ程度）ということになる。

前節の説明で、公認集団託児所の世帯負担は平均で二〇〇ユーロ程度だと書いた。家庭保育士制度を利用した場合の世帯負担もこれにできるだけ近付ける。これがフランス当局の方針なのである。

話はこれで終わりではない。グザビエ一家のネット負担二三〇ユーロの半分は、所得税の税額控除によって返ってくることを忘れないでほしい。結局悠太保育の一カ月の負担額は、一〇〇

e. ほかに、昼食費など諸経費六五ユーロを加算して、グザビエの月別支払額は五七八・四六ユーロとする。

家庭保育士サミアの側からこの契約を見ると、月別ネット収入は五一〇ユーロあまり、三人の幼児を同じ条件で預ければ月収一五〇〇ユーロあまりとなる。グザビエの側からこの契約を見るとどうだろうか。じつはサミアは優れた保育士として定評があり、提供してくれる自宅の部屋も広い。そのため月別支払五一〇ユーロあまりという水準は、家庭保育士との契約額としては最高レベルに近い額だという。グザビエは、実はこの五一〇ユーロあまりをまるまる負担するわけではなく、その一部をCAFから補填される制度があり、補填額は、世帯の収入、子供の数、子供の年齢などの要素によって異なる複雑な制度——家族指数制度 (quotient familial) によって決定される。各世帯はCAFに対して年収など必要な要素

ユーロあまり (二万五〇〇〇円あまり)、年間でも二二〇〇ユーロあまり (二八万円あまり) にとどまるのである。

なお、アントニー市の場合、公認託児所より家庭保育士のほうに信用があると述べたが、このことはフランス全土にあてはまるわけではない。もともと家庭保育士制度は、公認託児所の不足を補うために導入されたという歴史を今もひきずっており、バリのような大都市の場合、家庭保育士の質に問題があるほか、提供される自宅も、集合住宅の一室というような例もあり、庭も確保されている公認託児所の保育環境の方がすぐれている場合が多いという。

フランスの保育制度を、わが国のそれと比べるとどうだろうか。わが国の公営認可保育所の場合、幼児一人当たりの保育総コストは、月二〇万円あまり、うち世帯負担は、月三万円あまりが普通であるが、受け入れ能力にはきびしい制限がある。地方公共団体の助

は申告済みであり、グザビエがサミアに五一〇ユーロあまりを支払ったことをインターネットでCAFに通知すれば、ただちに補填額が計算され、グザビエの口座に振り込まれる。グザビエは実際に私の目の前でやってみせてくれたが、補填額は二八〇ユーロであった。

ところで、CAFの補填を受けるためには一つの条件がある。家庭保育士の日給は、ミニマム一八・〇七ユーロ、マクシマム四〇・一五ユーロで、その間でなければならぬ。これを外すと一サンチュウムの補填もない。グザビエとサミアの契約では日給は時給四・〇九ユーロ×九時間で三六・八一ユーロである。

グザビエの説明では、契約の実行に際しての条件変化により日給が少々変動することがあるので、マクシマムより若干余裕をとって契約したのだという。優れた保育士として定評のあるサミアとの契約は、マクシマムに近い報

成制度がある民間経営の認証保育所について言えば、幼児一人当たりの保育総コストは、月一五万円程度、補助率はほぼ二分の一であり、世帯負担は月七・五万円、イベントなどの世帯負担も考慮すれば、年間負担は一〇〇万円を超える。就業を継続しつつ二人の子供を持ち、年間保育料二〇〇万円を負担できる世帯は、どれほどあるだろうか。フランスの世帯負担、年一人当たり一八万円あまりという水準と日本の水準とは、本質的な差があると言わざるをえない。

スウェーデンの場合も事情はフランスに近い。この国の場合、保育総コストに占める世帯負担の割合は、一九九〇年の一〇％程度からしだいに上昇し、二〇〇〇年には一九％に達したが、二〇〇二年に、世帯負担に上限を設ける、いわゆるマックスタクサ方式が導入され、その結果、保育総コストに占める世帯負担は五％程度におさえられている。(続く)